

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値（水濁基準値）案と水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料5参照。）

（再評価対象剤）

（単位：mg/L）

農薬名	基準値 （案）	水田		非水田		合計
		PEC <sub>Tier1</sub>	PEC <sub>Tier2</sub>	PEC <sub>Tier1</sub>	PEC <sub>Tier2</sub>	
アラクロール	0.02 （同上）	対象外*		0.0002379 （同上）		0.00024 （同上）

注：括弧内は前回審議での値

\*使用方法から水田使用には該当しないため

2. 基準値設定後の対応

アラクロールについては、水濁 PEC<sub>Tier1</sub> が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることを確認したため、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象としない。

参考：モニタリングの状況

アラクロールについては、これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査は確認できなかった。

直近5年間（平成31～令和5年度）に行われた水道原水の水質検査の結果によれば、全調査地点（3,138地点）のうち、水濁基準値案0.02 mg/Lの10分の1を上回っている地点が1点確認され、その濃度は0.003 mg/Lであった。直近5年間に実施された公共用水域水質測定、水環境中の要調査項目等存在状況調査及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。